

さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年10月28日

さいたま市教育委員会教育長

竹居香子

さいたま市教育委員会規則第 2 0 号

さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 1 3 年さいたま市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（専決事務）</p> <p>第 3 条 教育長その他の教育委員会職員（以下「教育長等」という。）は、次に掲げる委員会の権限に属する事務について、専決（常時、委員会の会議の議決に代わって決裁することをいう。）をするものとする。</p> <p>(1) 事務局及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（教職員を除く。）の任免その他の人事 <u>（課長（課長相当職を含む。）以上の職員にあっては、地方公務員法(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)第 2 8 条第 2 項第 1 号の規定による休職に限る。）</u> に関すること。</p> <p>(2) 教職員の任免その他の人事（懲戒を除く。<u>校長、副校長及び教頭にあっては、地方公務員法第 2 8 条第 2 項第 1 号の規定による休職に限る。</u>）に関すること。</p> <p>(3) [略]</p>	<p>（専決事務）</p> <p>第 3 条 教育長その他の教育委員会職員（以下「教育長等」という。）は、次に掲げる委員会の権限に属する事務について、専決（常時、委員会の会議の議決に代わって決裁することをいう。）をするものとする。</p> <p>(1) 事務局及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（<u>課長（課長相当職を含む。）以上の職員及び教職員を除く。</u>）の任免その他の人事に関すること。</p> <p>(2) 教職員 <u>（管理職を除く。）</u> の任免その他の人事（懲戒を除く。）に関すること。</p> <p>(3) [略]</p>

附 則

この規則は、令和 8 年 1 1 月 1 日から施行する。